

瀬戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 9 月 30 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 28 号

瀬戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市個人情報保護条例施行規則（平成 6 年瀬戸市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式 (第3条関係)

個人情報取扱事務登録簿				
実施機関				
担当課			登録番号	
事務の名称				
事務の目的 及び法的根拠	法令の名称 ()			
対象者の範囲				
個人情報 の記録項目	1 基本的事項	2 心身	4 経済活動	5 生活
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号 ・ 氏名 ・ 住所 ・ 性別 ・ 生年月日 ・ 電話番号 ・ 国・本籍 ・ 続柄 ・ 親族関係 ・ 婚歴 ・ 転出入 ・ 出生・死亡等 ・ 在留資格 ・ 旅券 ・ 後見・保佐 ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態 ・ 病歴 ・ 障害 ・ 身体的特徴 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 ・ 財産 ・ 納課税 ・ 金融機関 ・ 取引状況 ・ 負債 ・ 破産 ・ 支出 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭状況 ・ 居住状況 ・ 趣味・嗜好 ・ 交際 ・ 各種相談 ・ 公的扶助 ・ ・ ・
		3 社会的地位		6 条例第7条 第2項該当 事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業・勤務先 ・ 役職・地位 ・ 職歴 ・ 学歴 ・ 資格 ・ 団体加入 ・ 賞罰 ・ 勤務状況 ・ 学業状況 ・ 犯歴 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・
個人情報収集先	1 本人 2 本人以外 (1) 第1号 法令等に定めがある (根拠法令) (2) 第2号 本人同意 (3) 第3号 緊急性 (4) 第4号 公知情報 (5) 第5号 本人収集困難 (6) 第6号 公益等 (審議会 年 月 日 答申第 号 本人以外収集【類型】 番)			
記録形態	1 文書 2 図面 3 写真等 (スライド・マイクロフィルム) 4 電磁的方式 ()			
目的外利用、外部提供、外部委託の有無	1 目的外利用 2 外部提供 3 外部委託			

第 2 1 号様式を次のように改める。

第21号様式（第17条関係）

個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

住 所

(請求者) 氏 名

電話番号

瀬戸市個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

開示を受けた保有個人情報の内容	
開 示 を 受 け た 日	年 月 日
利用停止請求の趣旨及び理由	
利用停止を求める内容	

条例第35条第3項又は第4項の規定により利用停止請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

保有個人情報の本人の住所及び氏名	住所	
	氏名	
本人との関係	1 法定代理人 2 代理人 3 死者の法定相続人等	続柄 ()
死者を本人とする保有個人情報の利用停止請求に係る事由		

- 1 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券など）を提示してください。
- 2 法定代理人、代理人又は死者の法定相続人等が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人、代理人又は死者の法定相続人等であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提示してください。また、代理人が請求する場合は、本人からの委任状も提示してください。
- 3 以下は記入不要です。

確 認 書 類	本人であることを証明するもの	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()
	法定代理人、代理人又は死者の法定相続人等であることを証明するもの	1 戸籍謄本等 2 その他 () 代理人の場合…本人からの委任状
担 当 課		回 答 期 限 . .

附 則

この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。